

差 押 債 権 目 録

金.....円

債務者（.....勤務）が、第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- 3 役員として毎月又は定期的に支払いを受ける役員報酬及び賞与から1と同じ税金等を控除した残額
- 4 上記1ないし3により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、
 - (1) 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1
 - (2) 役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

なお、支払日が同日となる最終回分については、上記記載の順序で頭書金額に満つるまで。